

役員等報酬規程

令和元年6月19日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すすきの保育園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
2 報酬は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の総額)

第3条 役員等の報酬の総額は、次のとおりとする。
(1) 評議員の報酬等の総額は、30万円を超えない範囲とする。
(2) 理事及び監事の報酬等の総額は、500万円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、業務に応じて報酬及び退職慰労金を支給する。
2 退職慰労金は、役員等が円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第5条 理事長は、概ね1週につき1日以上執務するものとし、月額7万円の報酬を支給する。ただし、業務執行理事が選定されていない場合の理事長の執務日及び報酬は、業務執行理事の例による。
2 業務執行理事は、概ね1週につき4日、かつ20時間以上執務するものとし、月額20万円の報酬を支給する。
3 理事長、業務執行理事及び園長を兼務する役員を除く役員等が、評議員会、理事会等への出席又は、法人及び施設業務のための出勤をした場合は、日額1万円を支給する。
4 前3項の報酬は税込みとし、費用弁償は支給しない。
5 退職慰労金については、別表に定める算式により算出される額とする。
6 園長を兼務する役員には本条を適用せず、すすきの保育園職員給与規程による給与を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費等の額は、職員の例による。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 役員¹の報酬等に関する規程（平成28年9月16日一部改正）は廃止する。
3. この規定は、令和元年6月19日から施行する。

別表（第5条第5項関係 役員等の退職慰労金算定式）

1. 月額報酬の役員²
 - (1) 理事長 7万円×在任年数
 - (2) 業務執行理事 5万円×在任年数
 - (3) 在任年数の算定方法
在任年数は1か年単位とする。ただし、1年未満の端数については次のとおりとする。
(ア) 6か月未満の端数は、0.5年とする。
(イ) 6か月以上の端数は、1年とする。
2. 日額報酬の役員等
1期につき3万円。ただし、任期途中の退任の場合はその期数を加える。
3. 在任年数及び任期は、平成29年4月1日以前の期間を通算する。